

平成25年度

十勝管内市町村の普通会計決算の概要

平成26年12月

十勝総合振興局地域政策部地域政策課

目次

1	決算規模	1
2	決算収支	1
3	歳入	2
4	歳出	4
5	健全化判断比率	
(1)	実質赤字比率	6
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	6
(4)	将来負担比率	7
6	経常収支比率	8
7	地方債現在高	10
8	積立金現在高	10

【資料1】

十勝管内市町村の財政状況（平成25年度決算）

【資料2】

健全化判断比率の状況（平成25年度決算）

【資料3】

用語解説

平成25年度十勝管内市町村決算の状況

1 決算規模

十勝管内19市町村（1市、16町、2村）の普通会計の決算額は次のとおりとなっている。

- 歳入 2,331億54百万円（前年度2,234億50百万円）
- 歳出 2,272億92百万円（前年度2,184億48百万円）

平成24年度と比較すると、歳入は97億4百万円増（4.3%）、歳出は88億44百万円増（4.0%）とそれぞれ増加している。

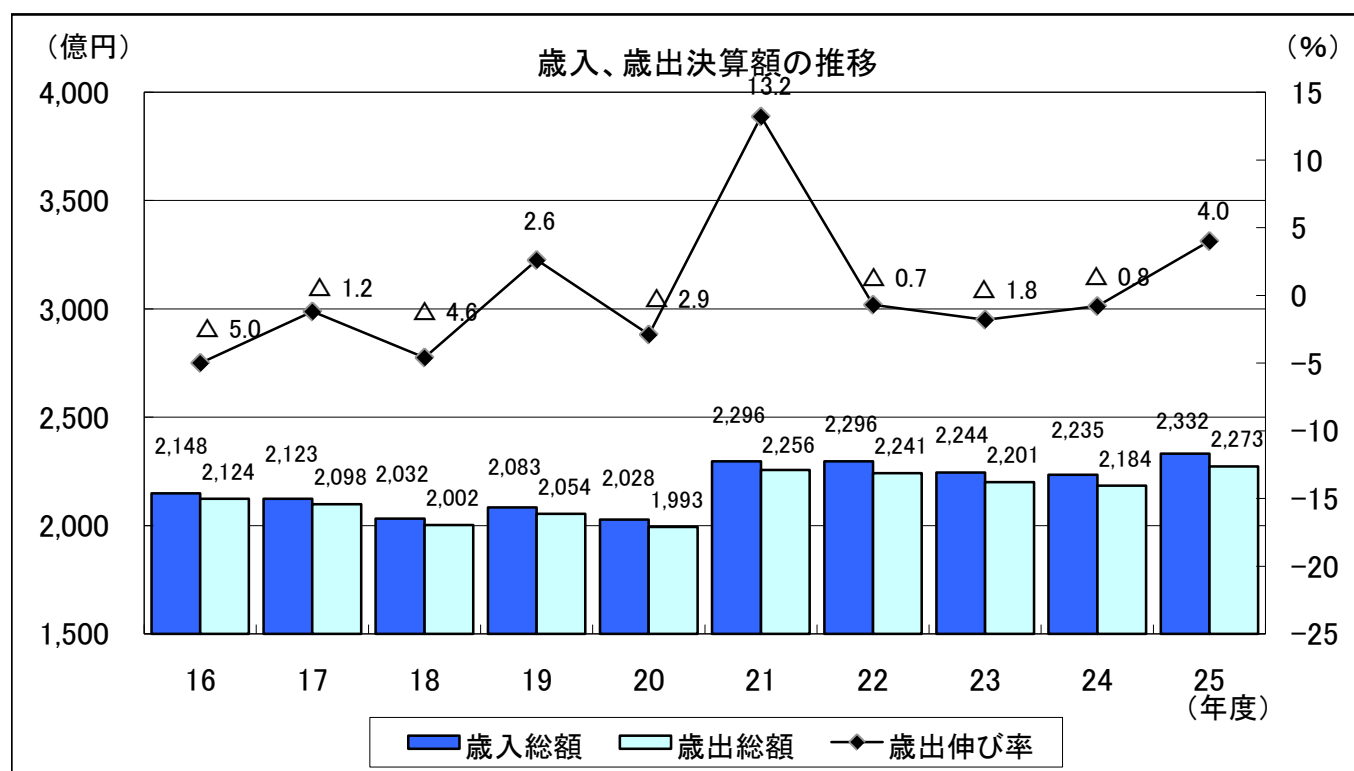
区分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率	前年度増減率
歳入総額	2,331億54百万円	2,234億50百万円	97億04百万円	4.3%	△0.4%
歳出総額	2,272億92百万円	2,184億48百万円	88億44百万円	4.0%	△0.8%
差引(形式収支)	58億62百万円	50億02百万円	8億60百万円	17.2%	15.7%
実質収支	46億54百万円	39億29百万円	7億25百万円	18.5%	△1.8%

2 決算収支

歳入歳出差引額（形式収支）は58億62百万円の黒字となっている。

形式収支から繰越明許費などの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、46億54百万円の黒字となっている。

なお、前年度に引き続き、実質収支は管内19市町村全て黒字となっている。



3 歳入

歳入決算額の特徴は、次のとおりである。

- ① 地方交付税は1.1%減少し、地方交付税の振替である臨時財政対策債は3.8%増加しているが、地方交付税と臨時財政対策債を合わせると、0.6%の減少となっている。
- ② 国庫支出金は、地域の元気臨時交付金の創設などにより、19.5%増加となっている。
- ③ 地方債は、学校教育施設整備事業債及び過疎対策事業債の増加などにより、11.1%の増加となっている。

歳入決算額の状況

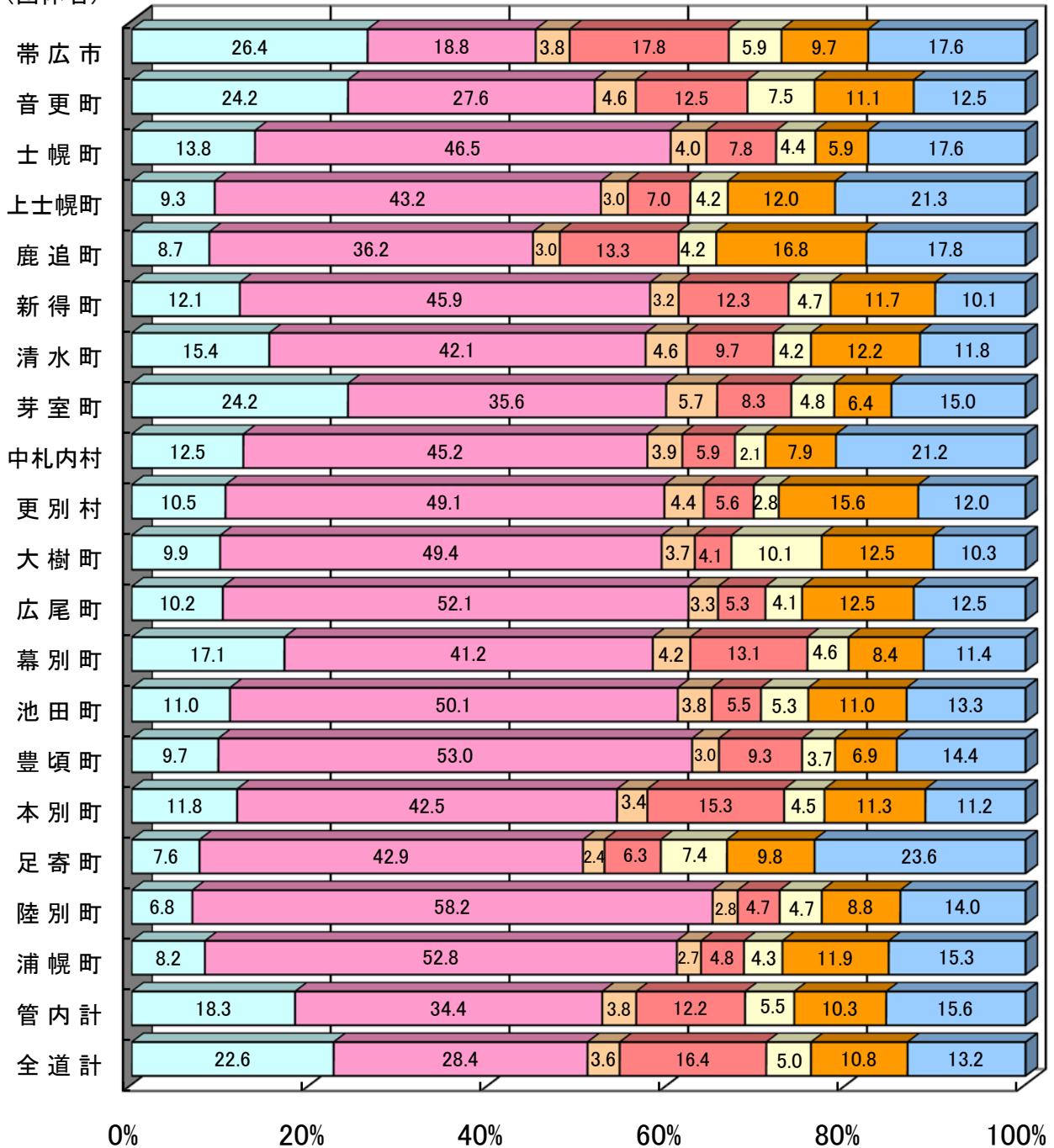
(単位：百万円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比較	
		構成比		構成比	増減額	増減率
地 方 税	42,592	18.3	41,783	18.7	809	1.9
うち市町村民税	19,153	8.2	18,727	8.4	426	2.3
個 人 分	15,782	6.8	15,396	6.9	386	2.5
法 人 分	3,371	1.4	3,331	1.5	40	1.2
うち固定資産税	17,789	7.6	17,723	7.9	66	0.4
地 方 交 付 税	80,245	34.4	81,128	36.3	△ 883	△ 1.1
地 方 譲 与 税 等	8,818	3.8	8,761	3.9	57	0.6
小計(一般財源)	131,655	56.5	131,672	58.9	△ 17	△ 0.0
国 庫 支 出 金	28,361	12.2	23,724	10.6	4,637	19.5
道 支 出 金	12,785	5.5	12,335	5.5	450	3.7
地 方 債	24,030	10.3	21,623	9.7	2,407	11.1
うち臨時財政対策債	8,663	3.7	8,342	3.7	321	3.8
そ の 他	36,323	15.6	34,096	15.3	2,227	6.5
合 計	233,154	100.0	223,450	100.0	9,704	4.3

- (注)
- 1 地方譲与税等には、「地方譲与税」の他「利子割交付金」、「配当割交付金」、「株式譲渡所得割交付金」、「地方消費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「自動車取得税交付金」、「地方特例交付金」を含んでいる。
 - 2 国庫支出金には、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」を含んでいる。
 - 3 各項目において端数処理をしているため、合計と内訳は一致しないことがある。

平成25年度歳入決算額の構成比

(団体名)



(左から)

□地方税 □地方交付税 □地方譲与税等 □国庫支出金 □道支出金 □地方債 □その他

管内平均の歳入決算額の構成比を見ると、地方税の占める割合は18.3%であり、全道平均22.6%と比べ、4.3ポイント下回っている。

これに対して、地方交付税の占める割合は、34.4%であり、全道平均28.4%に比べ、6.0ポイント上回っている。

4 歳出

歳出決算額の特徴は、次のとおりである。

- ① 普通建設事業費は、学校教育施設に係る改築事業費の増加などにより、20.4%の増加となっている。
- ② 補助費等は、病院事業会計負担金の増加や、北海道市町村備荒資金組合への納付金の増加などにより、4.9%の増加となっている。
- ③ 積立金は、決算剰余金や、地域の元気臨時交付金の積立などにより、6.1%増加となっている。

歳出決算額（性質別）の状況

（単位：百万円、%）

区 分	平成25年度		平成24年度		比較	
		構成比		構成比	増減額	増減率
義務的経費	89,642	39.4	89,825	41.1	△ 183	△ 0.2
人件費	32,634	14.4	33,094	15.1	△ 460	△ 1.4
扶助費	30,536	13.4	30,008	13.7	528	1.8
公債費	26,472	11.6	26,723	12.2	△ 251	△ 0.9
投資的経費	40,832	18.0	34,122	15.6	6,710	19.7
普通建設事業費	40,498	17.8	33,635	15.4	6,863	20.4
うち補助事業費	19,060	8.4	16,499	7.6	2,561	15.5
うち単独事業費	21,437	9.4	17,136	7.8	4,301	25.1
災害復旧事業費	286	0.1	451	0.2	△ 165	△ 36.5
失業対策事業費	48	0.0	36	0.0	12	32.4
その他経費	96,819	42.6	94,501	43.3	2,318	2.5
物件費	29,053	12.8	27,984	12.8	1,069	3.8
維持補修費	3,694	1.6	4,511	2.1	△ 817	△ 18.1
補助費等	27,743	12.2	26,437	12.1	1,306	4.9
投資、出資、貸付金	12,206	5.4	12,375	5.7	△ 169	△ 1.4
繰出金	16,297	7.2	15,816	7.2	481	3.0
積立金	7,825	3.4	7,377	3.4	448	6.1
合 計	227,292	100.0	218,448	100.0	8,844	4.0

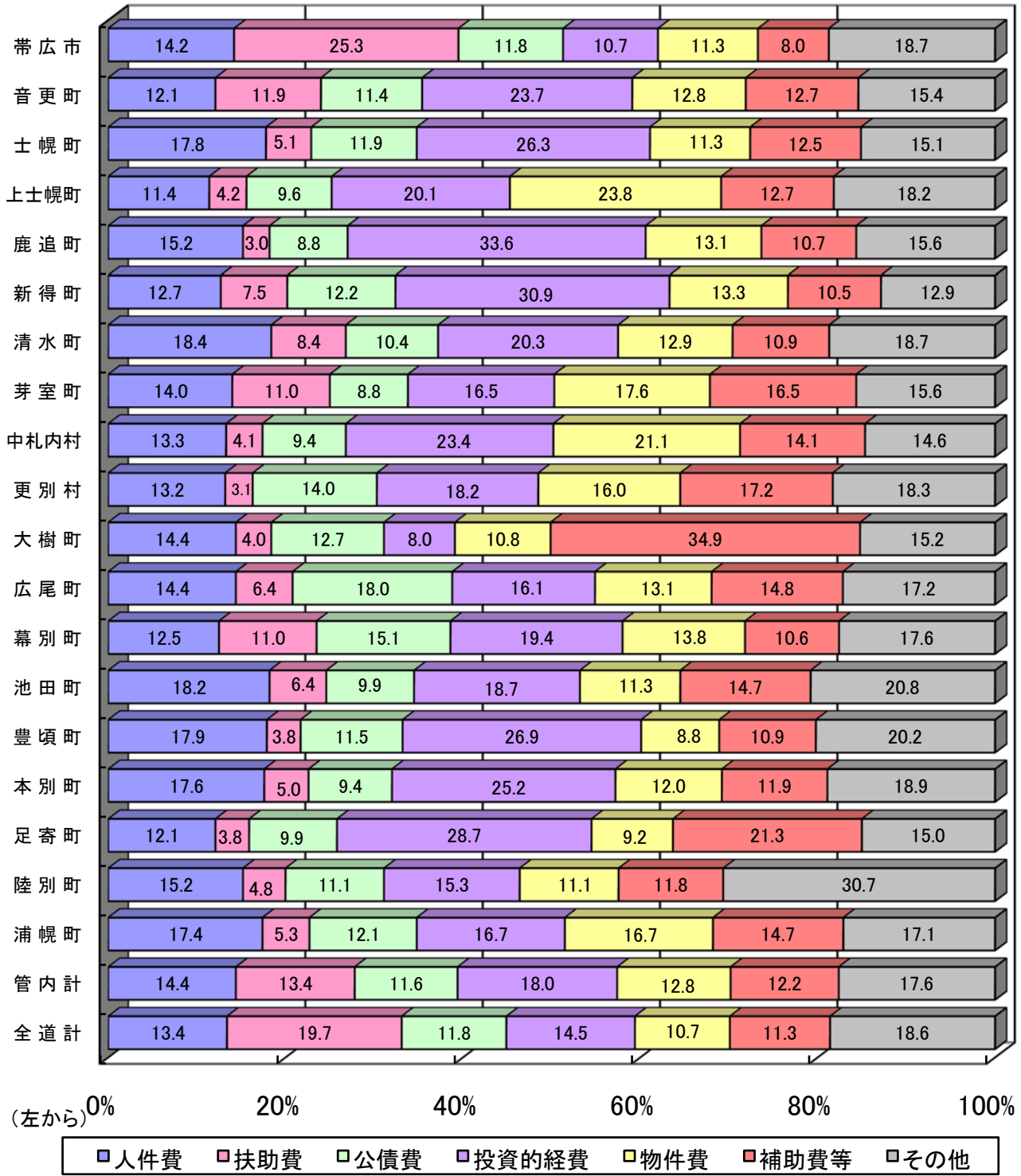
(注) 1 「うち補助事業費」には、補助事業費、国直轄事業負担金、受託事業費のうち補助事業費が含まれている。

2 「うち単独事業費」には、単独事業費、同級他団体施行事業負担金、道営事業負担金、受託事業費のうち単独事業費が含まれている。

3 各項目において端数処理をしているため、合計と内訳は一致しないことがある。

平成25年度歳出決算額の構成比

(団体名)



管内平均の歳出決算額の構成比を見ると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の占める割合は39.4%であり、全道平均44.9%と比べ、5.5ポイント下回っている。

また、投資的経費の占める割合は18.0%であり、全道平均14.5%と比べ、3.5ポイント上回っている。

5 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

十勝管内において、実質赤字が発生している市町村はない。

(2) 連結実質赤字比率

十勝管内において、連結実質赤字が発生している市町村はない。

(3) 実質公債費比率

十勝管内の平均値は10.0%（加重平均）となっており、前年度に比べ0.8ポイント下降している。

十勝管内において、地方債の許可団体となる18%以上の団体はない。

団体名	H25年度決算	【参考】 H24年度決算	比較
帯広市	10.0	10.4	△ 0.4
音更町	11.2	11.7	△ 0.5
士幌町	5.7	6.6	△ 0.9
上士幌町	6.5	7.4	△ 0.9
鹿追町	7.5	7.6	△ 0.1
新得町	6.1	5.8	0.3
清水町	11.2	12.6	△ 1.4
芽室町	6.7	8.2	△ 1.5
中札内村	5.1	6.9	△ 1.8
更別村	6.8	7.1	△ 0.3
大樹町	13.0	15.0	△ 2.0
広尾町	9.1	9.2	△ 0.1
幕別町	16.1	17.8	△ 1.7
池田町	11.2	12.2	△ 1.0
豊頃町	10.4	11.2	△ 0.8
本別町	10.6	10.8	△ 0.2
足寄町	11.6	13.7	△ 2.1
陸別町	7.6	8.3	△ 0.7
浦幌町	11.9	12.1	△ 0.2
町村平均	10.0	10.9	△ 0.9
管内平均	10.0	10.8	△ 0.8

(4) 将来負担比率

十勝管内の平均値は40.9%（加重平均）となっており、前年度に比べ3.9ポイント下降している。

十勝管内において、早期健全化基準である350%以上の団体はない。

団体名	H25年度決算	【参考】 H24年度決算	比較
帯広市	113.5	109.4	4.1
音更町	56.1	50.0	6.1
士幌町	-	-	-
上士幌町	-	-	-
鹿追町	-	-	-
新得町	-	-	-
清水町	48.9	60.9	△12.0
芽室町	1.3	10.1	△8.8
中札内村	-	-	-
更別村	-	-	-
大樹町	62.5	67.8	△5.3
広尾町	111.1	118.5	△7.4
幕別町	107.5	118.6	△11.1
池田町	114.9	118.2	△3.3
豊頃町	-	-	-
本別町	22.1	25.4	△3.3
足寄町	0.2	-	0.2
陸別町	-	-	-
浦幌町	-	16.0	△16.0
町村平均	8.9	16.6	△7.7
管内平均	40.9	44.8	△3.9

(注) 「-」は将来負担比率が発生していない。

6 経常収支比率

管内市町村の経常収支比率の平均値は80.9%となっており、前年度の81.9%に比べ1.0ポイント下降しており、全道平均の87.3%に比べ、6.4ポイント下回っている。

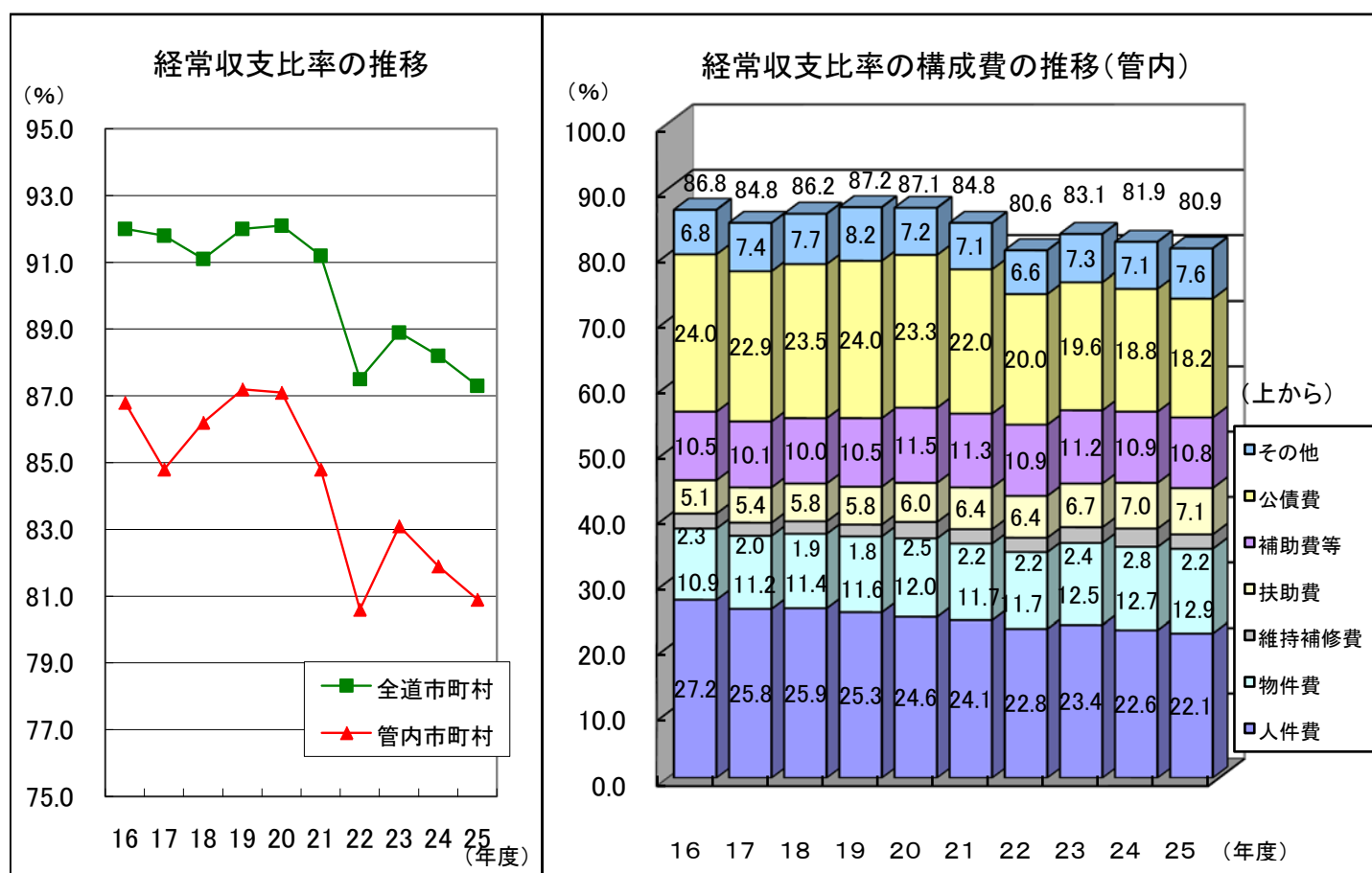
また、平成16年度と比較した場合、この10年間で5.9ポイント下降しているものの、依然として財政の硬直性の高い状況が続いている。

経常収支比率の推移

(年度、%)

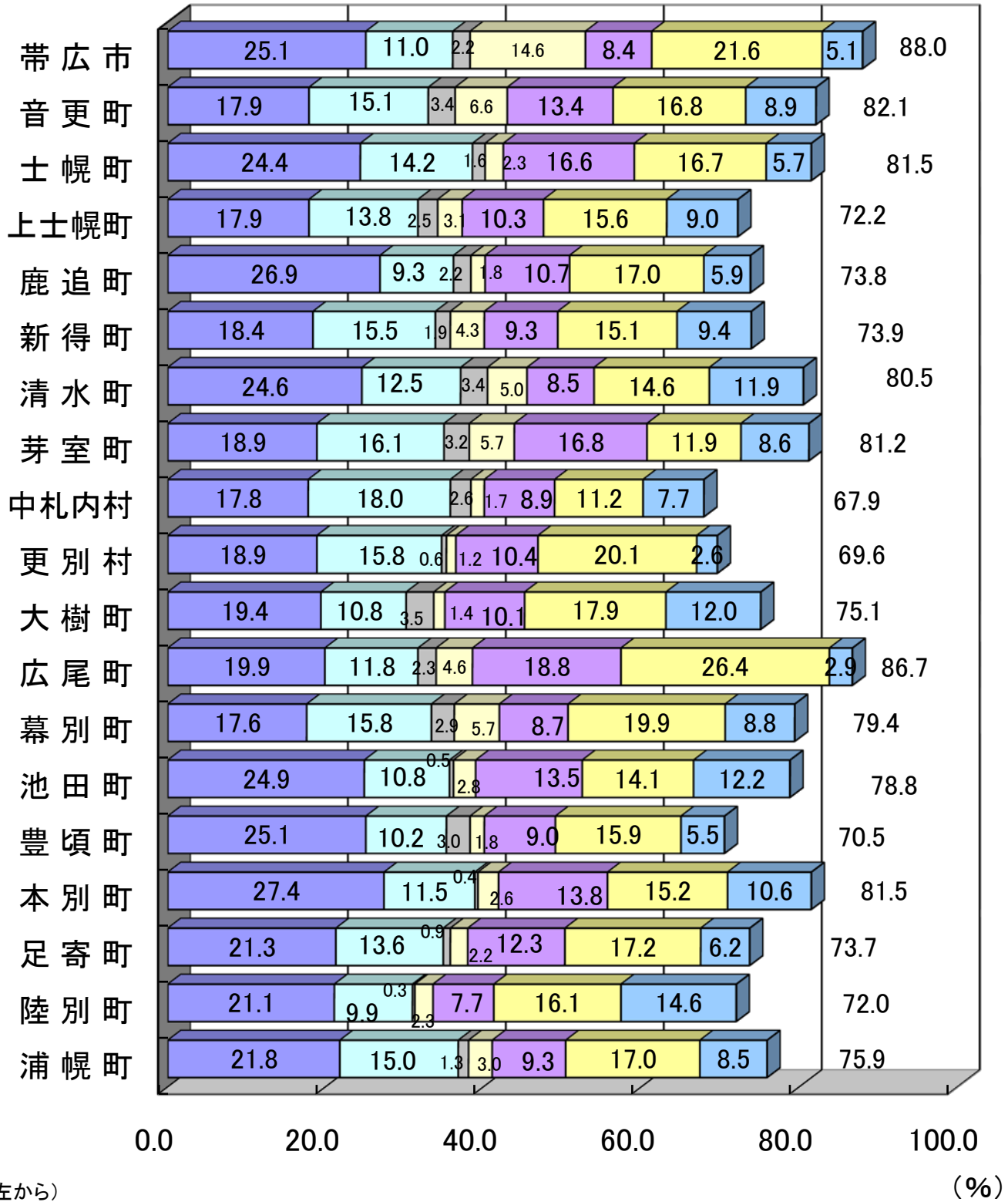
区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
管内市町村	86.8	84.8	86.2	87.2	87.1	84.8	80.6	83.1	81.9	80.9
うち人件費	27.2	25.8	25.9	25.3	24.6	24.1	22.8	23.4	22.6	22.1
うち扶助費	5.1	5.4	5.8	5.8	6.0	6.4	6.4	6.7	7.0	7.1
うち公債費	24.0	22.9	23.5	24.0	23.3	22.0	20.0	19.6	18.8	18.2
全道市町村	92.0	91.8	91.1	92.0	92.1	91.2	87.5	88.9	88.2	87.3
うち人件費	27.4	26.6	25.8	25.2	24.7	24.1	22.6	22.8	21.9	21.2
うち扶助費	7.6	8.1	8.7	8.8	8.8	9.1	9.6	9.8	10.3	10.3
うち公債費	24.4	24.1	23.7	23.4	23.8	22.7	21.2	20.5	19.9	19.3

(注) 加重平均である。



平成25年度経常収支比率の構成比(管内)

(団体名)



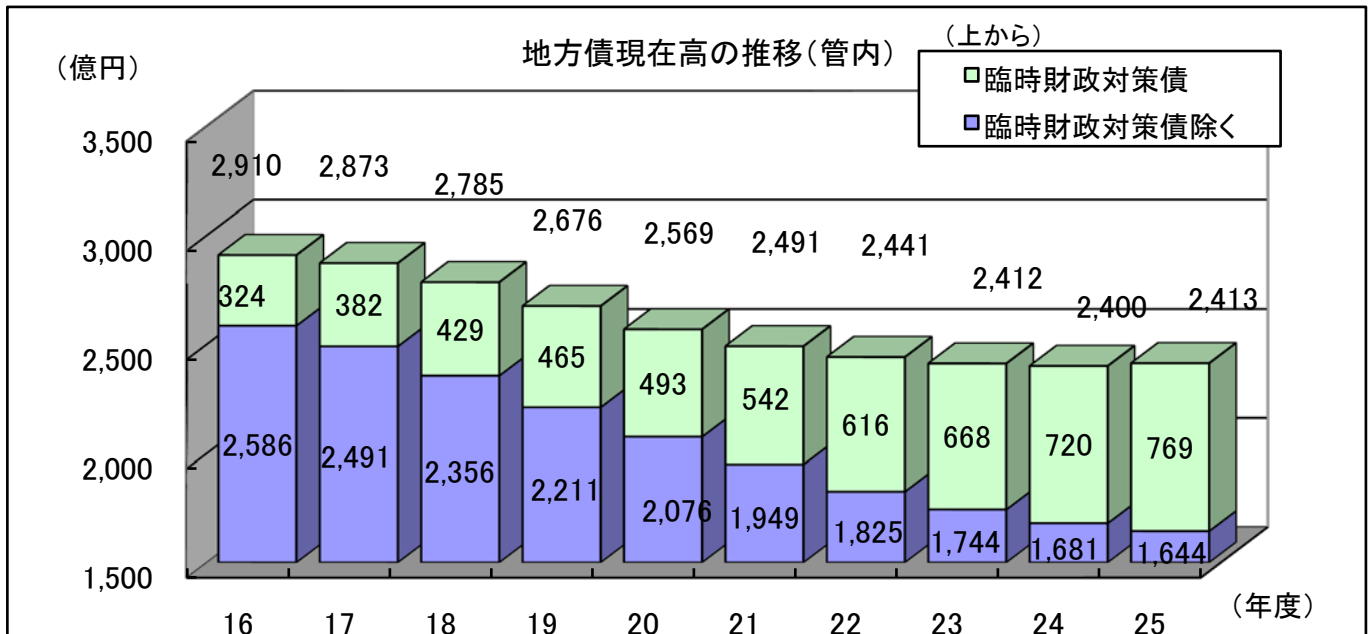
(左から)

(%)

□物件費 □維持補修費 □扶助費 □補助費等 □公債費 □その他 合計

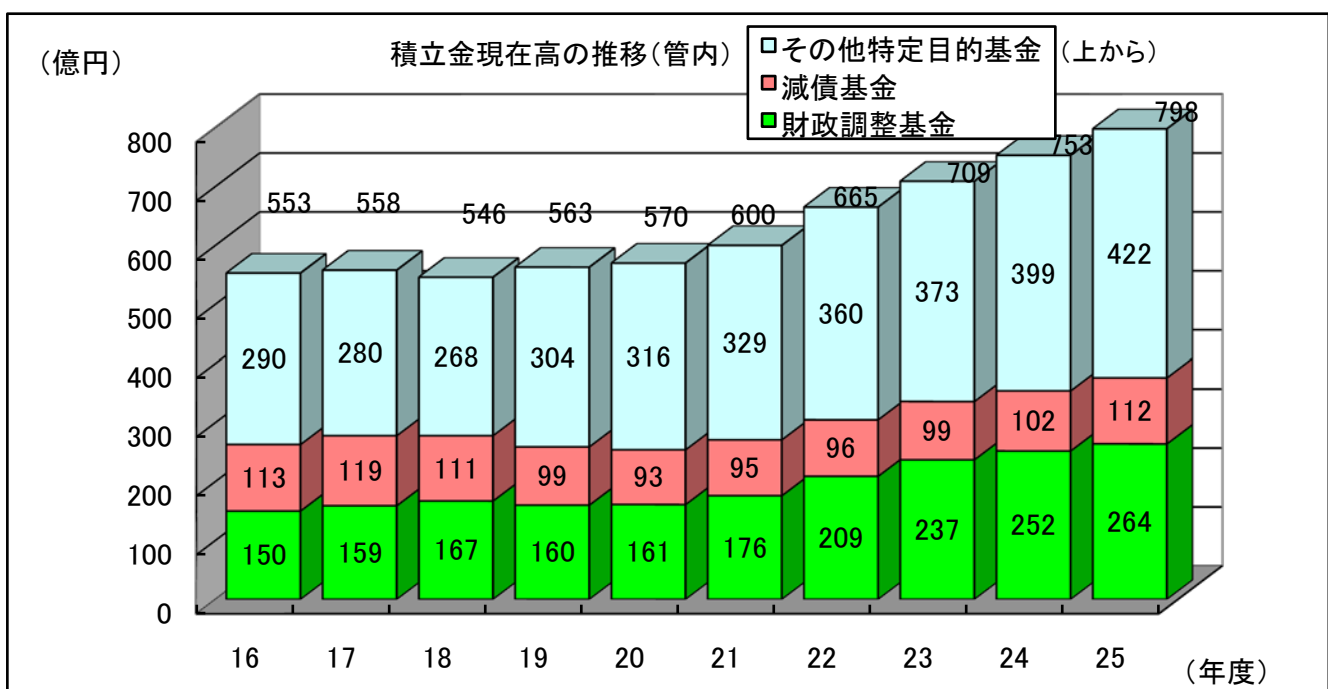
7 地方債現在高

管内市町村の平成25年度末地方債現在高は、2,412億94百万円で前年度末(2,400億46百万円)と比べ12億48百万円、0.5%増加している。
 主な要因は、臨時財政対策債の発行額の増加などである。



8 積立金現在高

管内市町村の平成25年度末積立金現在高は、798億47百万円で前年度末(753億36百万円)と比べ45億11百万円、6.0%増加している。
 財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の全てにおいて増加している。



十勝管内市町村の財政状況（平成25年度決算）

資料1

（単位：千円、％）

団体名	住基人口 H26.1.1	財政力 指数	標準財政 規模	歳入総額	歳出総額	実質収支	経常収支比率			地方債残高	債務負担 残高	積立金残高	
							うち人件費	うち扶助費	うち公債費				
帯広市	169,104	0.544	40,226,590	80,940,594	79,945,553	978,354	88.0	25.1	14.6	21.6	96,676,264	16,417,633	4,970,067
音更町	45,485	0.455	11,689,563	19,868,775	19,413,969	415,546	82.1	17.9	6.6	16.8	19,447,683	2,056,986	4,929,683
士幌町	6,444	0.240	4,808,829	7,507,427	7,241,265	185,021	81.5	24.4	2.3	16.7	6,643,648	114,664	5,200,447
上士幌町	5,046	0.199	4,042,162	7,356,755	6,900,154	267,236	72.2	17.9	3.1	15.6	6,275,430	113,806	5,976,120
鹿追町	5,654	0.229	4,048,701	8,598,865	8,158,492	308,549	73.8	26.9	1.8	17.0	6,010,936	2,218,406	3,698,892
新得町	6,560	0.233	4,769,321	7,730,023	7,595,609	34,609	73.9	18.4	4.3	15.1	6,390,382	192,977	6,015,193
清水町	9,985	0.287	5,155,828	8,246,121	8,053,743	191,005	80.5	24.6	5.0	14.6	6,787,575	3,054,572	2,924,259
芽室町	19,364	0.411	7,316,031	11,058,343	10,544,567	475,119	81.2	18.9	5.7	11.9	8,166,787	1,755,791	4,156,587
中札内村	4,111	0.264	2,755,170	4,511,096	4,173,458	66,117	67.9	17.8	1.7	11.2	3,924,973	580,751	3,362,600
更別村	3,359	0.214	3,102,547	4,835,951	4,745,335	84,646	69.6	18.9	1.2	20.1	4,117,305	107,646	5,014,614
大樹町	5,916	0.195	4,586,240	7,381,921	7,035,168	280,501	75.1	19.4	1.4	17.9	7,307,653	433,429	2,390,923
広尾町	7,612	0.188	5,199,731	8,019,092	7,851,198	167,883	86.7	19.9	4.6	26.4	12,796,303	296,535	2,510,804
幕別町	27,682	0.318	9,673,412	15,353,541	14,877,706	351,460	79.4	17.6	5.7	19.9	16,799,874	740,663	3,867,400
池田町	7,384	0.216	3,904,285	6,193,097	6,001,357	172,475	78.8	24.9	2.8	14.1	6,826,958	706,676	2,176,011
豊頃町	3,420	0.176	3,339,893	5,192,874	5,094,386	68,154	70.5	25.1	1.8	15.9	4,759,454	386,631	4,183,641
本別町	7,915	0.242	4,411,077	7,926,428	7,801,545	91,366	81.5	27.4	2.6	15.2	6,468,538	432,304	3,637,677
足寄町	7,454	0.171	5,728,612	11,118,988	10,879,715	198,311	73.7	21.3	2.2	17.2	10,383,201	479,070	5,719,670
陸別町	2,610	0.133	2,920,108	4,452,475	4,372,637	70,516	72.0	21.1	2.3	16.1	4,479,253	123,665	5,439,649
浦幌町	5,337	0.155	4,321,550	6,862,404	6,606,528	247,269	75.9	21.8	3.0	17.0	7,031,830	419,565	3,672,950
町村計	181,338	0.265	91,773,060	152,214,176	147,346,832	3,675,783	77.7	20.8	3.8	16.8	144,617,783	14,214,137	74,877,120
管内合計	350,442	0.345	131,999,650	233,154,770	227,292,385	4,654,137	80.9	22.1	7.1	18.2	241,294,047	30,631,770	79,847,187
全道合計	5,463,045	0.427	1,674,623,722	3,043,179,421	2,985,812,662	45,354,831	87.3	21.2	10.3	19.3	3,324,382,391	346,361,512	647,373,174
(札幌市除く)	3,532,549	0.345	1,232,171,723	2,192,363,768	2,144,838,971	39,616,548	85.5	21.9	7.9	20.0	2,389,638,375	231,253,977	587,354,613

※財政力指数、経常収支比率は加重平均となっている。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る健全化判断比率の状況

区 分	実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率	
	25年度	早期健全化 基準	財政再生 基準	25年度	早期健全化 基準	財政再生 基準	25年度	早期健全化 基準	財政再生 基準	25年度	早期健全化 基準
帯 広 市	—	11.45	20.0	—	16.45	30.0	10.0	25.0	35.0	113.5	350.0
音 更 町	—	13.09		—	18.09		11.2			56.1	
士 幌 町	—	15.00		—	20.00		5.7			—	
上士幌町	—	15.00		—	20.00		6.5			—	
鹿 追 町	—	15.00		—	20.00		7.5			—	
新 得 町	—	15.00		—	20.00		6.1			—	
清 水 町	—	14.90		—	19.90		11.2			48.9	
芽 室 町	—	13.94		—	18.94		6.7			1.3	
中札内村	—	15.00		—	20.00		5.1			—	
更 別 村	—	15.00		—	20.00		6.8			—	
大 樹 町	—	15.00		—	20.00		13.0			62.5	
広 尾 町	—	14.87		—	19.87		9.1			111.1	
幕 別 町	—	13.39		—	18.39		16.1			107.5	
池 田 町	—	15.00		—	20.00		11.2			114.9	
豊 頃 町	—	15.00		—	20.00		10.4			—	
本 別 町	—	15.00		—	20.00		10.6			22.1	
足 寄 町	—	14.58		—	19.58		11.6			0.2	
陸 別 町	—	15.00		—	20.00		7.6			—	
浦 幌 町	—	15.00	—	20.00	11.9	—					
【留意事項】				町村平均			10.0			8.9	
①各平均は加重平均となっている。				管内平均			10.0			40.9	
②連結実質赤字比率の財政再生基準は経過措置あり [20年度決算:40%]→[21年度決算:40%]→[22年度決算:35%]				全道平均（除く札幌市）			11.1			61.4	
				全道平均			10.0			65.9	

③資金不足比率については、市町村の公営企業各会計の他、一部事務組合の公営企業会計も対象（十勝環境複合事務組合、十勝中部広域水道企業団）となるが、管内においては、全団体の全会計で発生しない。

用語解説

1 会計の区分

○一般会計

一般会計とは、福祉・教育・土木・衛生などの市町村の基本的な施策を行うための会計であり主な収入には、市町村税・地方交付税・国庫支出金等があります。

○普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外のものの純計です。

個々の市町村ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分です。

○特別会計

特別会計とは、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計で、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計や老人保健会計などの事業会計や、市町村が独自に設けている交通災害共済事業会計、土地取得会計など普通会計に属する特別会計、さらには競馬・競輪などの収益事業会計や公営企業会計に区分されます。

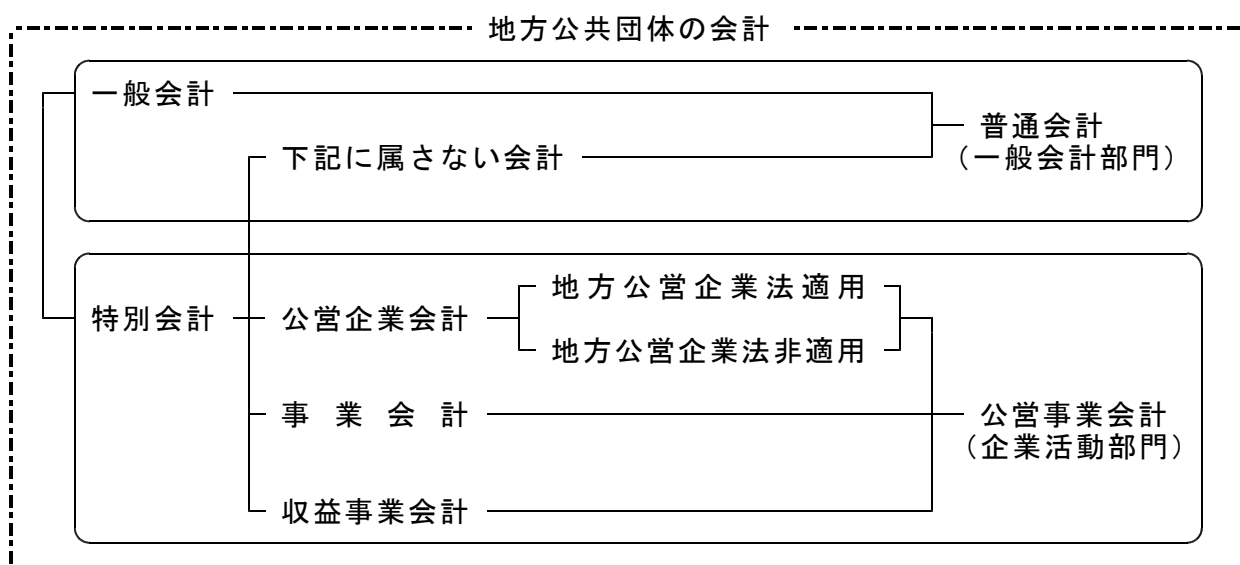
○公営事業会計

公営事業会計とは、法律の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいい、次のように分類されます。

- ① 地方財政法施行令第46条に掲げる事業（水道、病院、交通、下水道事業など）や駐車場整備、介護サービス事業などに係る公営企業会計
- ② 収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学附属病院事業会計

○公営企業会計

公営企業会計には、水道事業や病院事業などがあり、これらの会計には一般会計と同様の経理を行っているものと、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、民間企業と類似した経理を行っているものがあります。



2 普通会計

○形式収支

形式収支とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入総額－歳出総額

○実質収支

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越 [執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたものをいいます。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

形式収支－翌年度に繰り越すべき財源（純剰余または純損失）

○一般財源

用途の指定されていない財源のことですが、考え方により範囲に広狭があります。ここでは、次の2種類のものを**一般財源**としています。

- ①市町村税（目的税、交付金を含む。）、地方交付税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金。
- ②上記①に掲げるもののほか、交通安全対策特別交付金、使用料、手数料、財産収入、諸収入及び地方債などのうち用途の特定されないもの。

○経常一般財源

経常一般財源とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。具体的には、次のとおりです。

市町村税（目的税を除く。）、地方譲与税、普通交付税、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないもの。

○義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。

人件費＋扶助費＋公債費

○投資的経費

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費

○経常収支比率

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100$$

○財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値です。
財政力指数が大きいほど財政力が強いと考えられます。

基準財政収入額／基準財政需要額

○基準財政需要額

基準財政需要額とは、普通交付税算定上、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額をいいます。

単位費用 × (測定単位の数値 × 補正係数) (各行政項目ごとに算定)

○基準財政収入額

基準財政収入額とは、普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいいます。

(市町村) 標準的な地方税収入 × 100分の75 + 地方譲与税等

○標準財政規模

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

なお、平成16年度以降は、臨時財政対策債発行可能額も標準財政規模に加えられています。

(基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 / 75
+ 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

3 健全化判断比率

○実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、11.25%～15%以上の団体については財政健全化計画、20%以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じ、16.25%～20%以上の団体については財政健全化計画、30%以上の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{全ての会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の3か年の平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、25%以上の団体については財政健全化計画、35%以上の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E：標準財政規模

○将来負担比率

将来負担比率とは、地方債の残高ほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模と比較した比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、350%以上の団体は財政健全化計画を策定し財政の健全化に向けた取り組みを進めなければなりません。

$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100$$

- A：地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後負担すべき額（将来負担額）
- B：Aに充てることができる基金
- C：Aに充てることができる特定財源
- D：地方債の現在高等に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの額
- E：標準財政規模
- F：地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額